

奈良労働局発表  
平成25年11月28日

【照会先】  
奈良労働局雇用均等室  
室長 小田 江理子  
地方育児・介護休業指導官 北川 絵里  
(直通電話) 0742-32-0210

報道関係者 各位

## 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定 奈良県内認定企業数が15社に！！

### ～奈良県の認定企業率は全国第3位～

奈良労働局では、今年度、子育てサポート企業(くるみんマークの認定企業)として、新たに5社を認定し、10月末現在で「くるみん」認定企業は15社となりました(裏面一覽)。

認定企業率(認定企業数/行動計画届出企業数)でみると4.1と、徳島県、東京都に次いで全国第3位となっています(全国平均は2.5)。

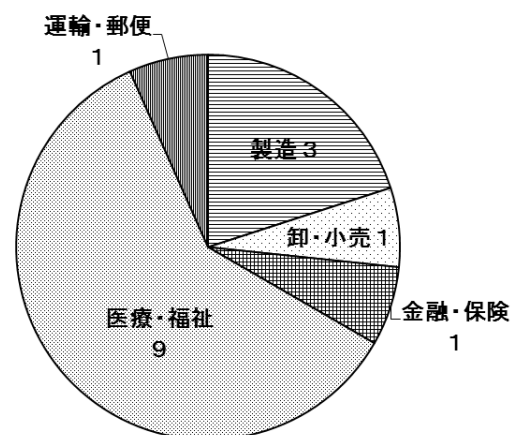
また、一般事業主行動計画の企業の届出数は362社(うち労働者数が301人以上の企業は66社、101人以上300人以下の企業では213社、100人以下の企業からは83社)となっています(平成25年10月末現在)。

当局では、今後も「くるみん」認定を目指す企業のために個別相談や訪問等を実施し、認定企業の増加のための取組を進めるとともに、一般事業主行動計画の策定・届出を促し、認定制度の周知に努めます。

**次世代認定マーク「くるみん」** 一般事業主行動計画(以下、行動計画)を策定し、その行動計画を定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、必要書類を添えて、申請を行うことにより、「子育てサポート企業」としてくるみん認定を受けることができます。



次世代認定マーク「愛称 くるみん」



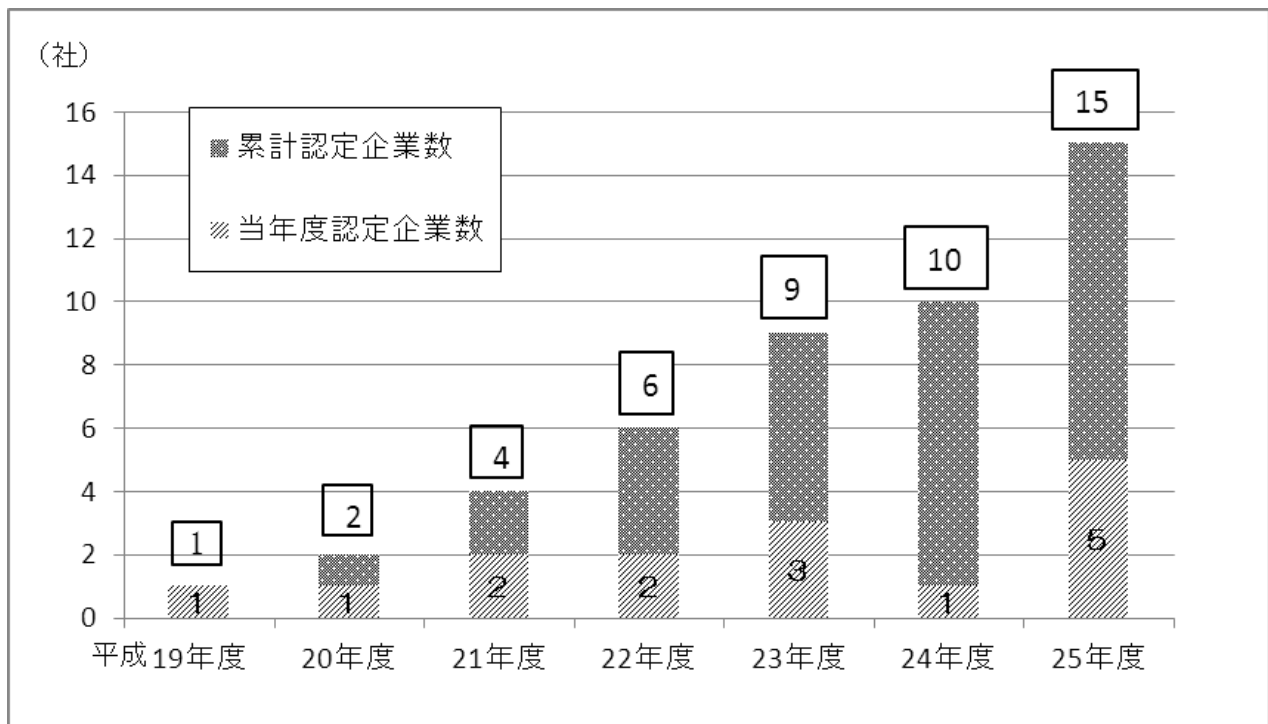
認定企業の業種別割合数(奈良県)

## 奈良労働局管内認定企業名簿

平成25年10月末現在

	企業名	所在地	業種(大分類)
1	社会福祉法人 愛和会 (2007年、2010年)	天理市	医療・福祉
2	市民生活協同組合ならコープ (2008年)	奈良市	卸売業・小売業
3	医療法人 平和会 (2009年)	奈良市	医療・福祉
4	社会福祉法人 万葉福社会 (2010年)	奈良市	医療・福祉
5	社会福祉法人 協同福社会 (2010年)	大和郡山市	医療・福祉
6	医療法人 岡谷会 (2010年)	奈良市	医療・福祉
7	奈良交通株式会社 (2011年)	奈良市	運輸業・郵便業
8	株式会社呉竹 (2011年)	奈良市	製造業
9	社会福祉法人 室生会 (2012年)	宇陀市	医療・福祉
10	株式会社 南都銀行 (2012年)	奈良市	金融業・保険業
11	メタコート工業株式会社 (2013年)	北葛城郡王寺町	製造業
12	社会福祉法人 太樹会 和里(にこり) (2013年)	大和高田市	医療・福祉
13	社会福祉法人 ならやま会 (2013年)	奈良市	医療・福祉
14	社会福祉法人 功有会 (2013年)	北葛城郡広陵町	医療・福祉
15	株式会社 天理時報社 (2013年)	天理市	製造業

## 奈良労働局管内認定企業数推移



## 認定を受けると以下のようなメリットがあります

●次世代認定マーク(愛称 くるみん)を商品、求人広告、名刺、自社封筒等に付して、子育てサポート企業であることをPRできます。結果、企業イメージの向上、自社従業員のモラルアップやそれに伴う生産性の向上、優秀な従業員の採用・定着が期待できます。

●取得・新築・増改築した建物等について割増償却ができます。

認定を受ける対象となった行動計画の計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度の終了の日までの期間内に取得・新築・増改築をした建物等について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度額の割増償却ができます(詳細は税務署へ)。

次世代認定マーク  
「愛称 くるみん」



### 奈良労働局管内行動計画策定状況

平成25年10月末現在

企業規模	届出企業数	企業総数	届出率
301人以上企業	66	66	100%
101人以上300人以下企業	213	214	99.5%
100人以下企業	83		
計	362		

〈添付資料〉

別添1 一般事業主行動計画を策定し、くるみんマーク認定を目指しましょう!!!  
(パンフレット)

別添2 子育てサポート企業に対する税制優遇制度が創設されました(リーフレット)

# 認 定 基 準

## 認定を受けるために必要な9つの基準

### 認定基準 1

雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと。

### 認定基準 2

一般事業主行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。

### 認定基準 3

策定した一般事業主行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。

### 認定基準 4

平成21年4月1日以降に新たに策定・変更した一般事業主行動計画について、公表および従業員への周知を適切に行っていること。

### 認定基準 5

計画期間において、男性従業員のうち育児休業等を取得した者が1人以上いること。

(従業員数が300人以下の一般事業主の特例)

計画期間内に男性の育児休業等取得者がいなかった場合でも、①～③のいずれかに該当すれば基準を満たします。

- ① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性従業員がいること。  
(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)
- ② 計画期間内に、小学校就学前の子を育てる従業員に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性従業員がいること。
- ③ 計画の開始前3年以内の期間に、育児休業等を取得した男性従業員がいること。

### 認定基準 6

計画期間において、女性従業員の育児休業等取得率が、70%以上であること。

(従業員数が300人以下の一般事業主の特例)

計画期間内の女性の育児休業等取得率が70%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が70%以上であれば基準を満たします。

### 認定基準 7

3歳から小学校就学前の子を育てる従業員について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。

### 認定基準 8

次の①から③のいずれかを実施していること。

- ① 所定外労働の削減のための措置
- ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
- ③ その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

### 認定基準 9

法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

- ★ 認定を受けるためには9つの認定基準を満たす必要があります。
- ★ 従業員が300人以下の事業主については特例があります。

次世代育成支援対策推進法に関する資料は以下をご参照ください。  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/26.html>